

東北三省主要都市の社会保険、住宅積立金の
納付基準および納付率調査一覧表

2026年2月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

大連事務所

貿易投資相談課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）大連事務所が現地法律事務所、上海里格（大連）法律事務所に作成委託し、2026年1月時点で入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび上海里格（大連）法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび上海里格（大連）法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ジェトロ・大連事務所
E-mail：PCD@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター 貿易投資相談課
E-mail：SCB-SUPPORT@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

社会保障企業負担率比較

ジェトロ大連事務所/2026年2月

No	省・市 項目	遼寧省				吉林省		黒龍江省
		大連市	瀋陽市	營口市	丹東市	長春市	延吉市	ハルビン市
1	養老保険	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%
2	失業保険	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.7%	0.7%	0.5%
3	労災保険	0.2～1.9%	0.2～1.9%	0.2～1.9%	0.2～1.9%	0.16～1.52%	0.16～1.52%	0.2～1.9%
4	医療保険	9.2%	8.6%	7.5%	7.7% または 6.2%	7.7%	6.5%	8.1% または 5.6%
5	生育保険							
6	住宅積立金	5～12%	5～12%	5～12%	5～12%	5～12%	5～12%	5～12%
	合計負担率	30.9～39.6%	30.3～39%	29.2～37.9%	27.9～38.1%	29.56～37.92%	28.36～36.72%	27.3～38.5%

大連市の社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェトロ大連事務所/2026年2月

No	項目	納付基準（*1）			納付比率		施行日	備考		
		納付基数	下限	上限	会社負担比率	従業員個人負担比率				
1	養老保険	従業員本人の前年度 平均月収 （*2）	遼寧省前年度全口径平均 月収の60% （*3）	遼寧省前年度全口径平均月 収の300%（*3）	16%	8%	2019.5.1			
2	失業保険				0.5%	0.5%				
3	労災保険				0.2～1.9%（*4）	-	2026.1.1			
4	医療保険				大連市前年度全口径平均 月収の60%（*3）	大連市前年度全口径平均月 収の300%（*3）	9%+0.2%（大病医療保険）	2%+0.1%（大病医療保険）	2025.10.1	
5	生育保険									
6	暖房費 （市内四区、ハイテク パーク、元金州新区金 州エリア、旅順口区）	大連市前年度在職従業員 社会平均月収（*5）	-	-	1%	-	2025.6.1～ 2026.5.31			
	暖房費 （経済技術開発区、 保税區など上記四つの エリアを除くエリア）	-	-	-	-	-				
7	住宅積立金	従業員本人の前年度平均 月収（*2）	大連市最低賃金2,230元	大連市前年度在職従業員社 会平均月収の300%（*5）	5～12%	5～12%		（*6）		
8	身体障害者就業保障金	-	-	前年度の会社の在職従業員 年平均賃金が当地社会平均 賃金の200%を上回る場合、 当地社会平均賃金の200% （*3）	会社年負担額＝（前年度の会社の 在職従業員人数×1.5%－前年度 の会社の実際に配置した身体 障害者就業人数）×前年度の会社 の在職従業員年平均賃金×（50% または90%または0%）	-	2023.1.1～ 2027.12.31	（*7）		
9	組合費（組合準備金）	前月従業員 全員の 賃金総額	-	-	2%	労働組合のある会社： 従業員本人の前月月収×0.5% 労働組合のない会社：なし				

- （*1）養老保険、失業保険、労災保険、医療保険、生育保険の納付基数は、毎年1月に調整される。住宅積立金納付基数は、毎年7月に調整される。
- （*2）新入社員の場合は1カ月目の月収で計算する。
- （*3）2019年7月1日より社会保険料の納付基数の下限と上限は、全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非民営企業（国営企業など）就業人員の平均月収と都市民営企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2026年2月現在の遼寧省の前年度全口径平均月収は7,264元、大連市前年度全口径平均月収は8,190元である。
- （*4）業種によって比率が異なる。
- （*5）2026年2月現在の在職従業員社会平均月収は10,223元であり、住宅積立金の納付上限は30,669元である。
- （*6）生産経営が困難な企業は、企業従業員代表大会または労働組合の討論を経て採択された後、住宅積立金の納付比率の5%以下への引き下げ、または納付猶予を申請することができる。
- （*7）配置した身体障害従業員総数が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2023年1月1日～2027年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業比率が1%（含む）以上1.5%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業比率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人（含む）以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。

瀋陽市の社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェトロ大連事務所/2026年2月

No	項目	納付基準 (*1)			納付比率		施行日	備考		
		納付基数	下限	上限	会社負担比率	従業員個人負担比率				
1	養老保険	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	遼寧省前年度全口径平均月収の60% (*3)	遼寧省前年度全口径平均月収の300% (*3)	16%	8%	2019.5.1			
2	失業保険				0.5%	0.5%				
3	労災保険				0.2~1.9% (*4)	-	2026.1.1			
4	医療保険				瀋陽市前年度全口径平均月収の60% (*3)	瀋陽市前年度全口径平均月収の300% (*3)	8.6%+年1回66元大病医療保険	2%+年1回66元大病医療保険	2026.1.1	(*5)
5	生育保険 長期介護保険									
6	暖房費	-	-	-	-	-				
7	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	瀋陽市最低賃金2,230元 (*6)	瀋陽市前年度在職従業員社会平均月収の300% (*7)	5~12%	5~12%				
8	その他 身体障害者就業保障金	-	-	前年度の会社の在職従業員年平均賃金が当地社会平均賃金の200%を上回る場合、当地社会平均賃金の200% (*3)	会社年負担額=(前年度の会社の在職従業員人数×1.5%-前年度の会社の実際に配置した身体障害者就業人数)×前年度の会社の在職従業員年平均賃金×(50%または90%または0%)	-	2023.1.1~2027.12.31	(*8)		
9	組合費 (組合準備金)	前月従業員全員の賃金総額	-	-	2%	労働組合のある会社： 従業員本人の前月月収×0.5% 労働組合のない会社：なし				

(*1) 養老保険、失業保険、労災保険、医療保険、生育保険の納付基数は、毎年1月に調整される。住宅積立金の納付基数は自主的に月を決めて調整できるが、毎年1回しか調整できない。

(*2) 新入社員の場合は1カ月目の月収で計算する。

(*3) 2019年7月1日より社会保険料の納付基数の下限と上限は、全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非民営企業 (国営企業など) 就業人員の平均月収と都市民営企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2026年2月現在の遼寧省の前年度全口径平均月収は7,264元、瀋陽市前年度全口径平均月収は8,076元である。

(*4) 業種によって比率が異なる。

(*5) 長期介護保険 (会社と個人の納付比率はそれぞれ0.15%、納付基数は医療保険同様) 制度が実施され、医療保険及び生育保険と合算して徴収される。

(*6) 最も高い基準。区によって基準が異なる。

(*7) 2026年2月現在の瀋陽市前年度在職従業員社会平均月収は9,841元であり、住宅積立金の納付上限は29,523元である。

(*8) 配置した身体障害従業員総数が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2023年1月1日~2027年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業比率が1% (含む) 以上1.5%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業比率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人 (含む) 以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。

营口市の社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェトロ大連事務所/2026年2月

No	項目	納付基準（*1）			納付比率		施行日	備考		
		納付基数（会社）	下限（会社）	上限（会社）	会社負担比率	従業員個人負担比率				
1	養老保険	従業員本人の前年度平均月収（*2）	遼寧省前年度全口径平均月収の60%（*3）	遼寧省前年度全口径平均月収の300%（*3）	16%	8%	2019.5.1			
2	失業保険				0.5%	0.5%	2023.5.1～2025.12.31			
3	労災保険				0.2～1.9%（*4）	-	2026.1.1			
4	医療保険				营口市前年度全口径平均月収の60%（*3）	营口市前年度全口径平均月収の300%（*3）	7.5%	2%+年1回105元商業補充医療保険		
5	生育保険									
6	暖房費	-	-	-	-	-				
7	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収（*2）	营口市最低賃金2,080元	营口市前年度在職従業員社会平均月収の300%（*5）	5～12%	5～12%				
8	その他 身体障害者就業保障金	-	-	前年度の会社の在職従業員年平均賃金が当地社会平均賃金の200%を上回る場合、当地社会平均賃金の200%で計算	会社年負担額＝（前年度の会社の在職従業員人数×1.5%－前年度の会社の実際に配置した身体障害者就業人数）×前年度の会社の在職従業員年平均賃金×（50%または90%または0%）	-	2023.1.1～2027.12.31	（*6）		
9	組合費（組合準備金）	前月従業員全員の賃金総額	-	-	2%	労働組合のある会社： 従業員本人の前月月収×0.5% 労働組合のない会社：なし				

- （*1）養老保険、失業保険、労災保険、医療保険、生育保険の納付基数は、毎年1月に調整される。住宅積立金納付基数は、毎年7月に調整される。
- （*2）新入社員の場合は1カ月目の月収で計算する。
- （*3）2019年7月1日より社会保険料の納付基数の下限と上限は、全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非民営企業（国営企業等）就業人員の平均月収と都市民営企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2026年2月現在の遼寧省の前年度全口径平均月収は7,264元、营口市前年度全口径平均月収は5,902元である。
- （*4）業種によって比率が異なる。
- （*5）2026年2月現在の营口市前年度在職従業員社会平均月収は7,026元であり、住宅積立金の納付上限は21,078元である。
- （*6）配置した身体障害従業員総数が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2023年1月1日～2027年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業率が1%（含む）以上1.5%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人（含む）以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。

丹東市の社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェトロ大連事務所/2026年2月

No	項目	納付基準 (*1)				納付比率		施行日	備考
		納付基数	下限 (会社/個人)	上限 (会社)	上限 (個人)	会社負担比率	従業員個人負担比率		
1	社会保険	養老保険	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	遼寧省前年度全口径平均月収の60% (*3)	遼寧省前年度全口径平均月収の300% (*3)	16%	8%	2019.5.1	
2		失業保険				0.5%	0.5%	2023.5.1~ 2025.12.31	
3		労災保険				0.2~1.9% (*4)	-	2026.1.1	
4		医療保険	丹東市前年度全口径平均月収 (*3)	なし	丹東市前年度全口径平均月収の300% (*3)	①7.7%+年1回55元大病医療保険 ②6.2%+年1回55元大病医療保険	①2%+年1回55元大病医療保険 ②年1回55元大病医療保険	2025.9.1	(*5)
5		生育保険							
6	暖房費	-	-	-	-	-	-		
7	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	丹東市最低賃金2,080元 (*6)	-	22,278元 (*7)	5~12%	5~12%		
8	その他	身体障害者就業保障金	-	-	前年度の会社の在職従業員年平均賃金が当地社会平均賃金の200%を上回る場合、当地社会平均賃金の200%で計算	会社年負担額=(前年度の会社の在職従業員人数×1.5%-前年度の会社の実際に配置した身体障害者就業人数)×前年度の会社の在職従業員年平均賃金×(50%または90%または0%)	-	2023.1.1~ 2027.12.31	(*8)
9	組合費 (組合準備金)	前月従業員全員の賃金総額	-	-	-	2%	労働組合のある会社： 従業員本人の前月月収×0.5% 労働組合のない会社：なし		

(*1) 養老保険、失業保険、労災保険、医療保険、生育保険の納付基数は、毎年1月に調整される。住宅積立金の納付基数は、7月1日~9月30日に毎年1回しか調整できない。

(*2) 新入社員の場合は1カ月目の月収で計算する。

(*3) 2019年7月1日より社会保険料の納付基数の下限と上限は、全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非民営企業 (国営企業等) 就業人員の平均月収と都市民営企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2026年2月現在の遼寧省の前年度全口径平均月収は7,264元、丹東市前年度全口径平均月収は5,654元である。

(*4) 業種によって比率が異なる。

(*5) 以前は会社設立するとき、①か②を選択できたが、現在の新規設立会社は、①しか選択できない。

(*6) 最も高い基準。区によって基準が異なる。

(*7) 住宅積立金の納付上限は、丹東市前年度在職従業員社会平均月収の300%で実行してきた。2026年2月現在の丹東市前年度在職従業員社会平均月収は6,932元であり、本来なら納付上限は20,796元のはずだが、丹金発〔2025〕17号文により2026年2月現在の住宅積立金の納付上限は22,278元である。

(*8) 配置した身体障害従業員総数が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2023年1月1日~2027年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業比率が1% (含む) 以上1.5%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業比率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人 (含む) 以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。

長春市の社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェトロ大連事務所/2026年2月

No	項目	納付基準 (*1)			納付比率		施行日	備考	
		納付基数	下限	上限	会社負担比率	従業員個人負担比率			
1	社会保険	養老保険	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	吉林省前年度全口径平均月収の60% (*3)	吉林省前年度全口径平均月収の300% (*3)	16%	8%	2019.5.1	
2		失業保険				0.7%	0.3%	2018.5.1	
3		労災保険				0.16~1.52% (*4)	-	2024.6.1	
4		医療保険				7.7%	2%+年1回100元 大病医療保険		(*5)
5		生育保険 医療介護保険							
6	暖房費	-	-	-	-	-			
7	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	長春市最低賃金 2,230元	長春市前年度都市非営企業 就業人員平均月収の300% (*6)	5~12%	5~12%			
8	その他	身体障害者就業保障金	-	前年度の会社の在職従業員年平均賃金が当地社会平均賃金の200%を上回る場合、当地社会平均賃金の200%で計算	会社年負担額=(前年度の会社の在職従業員人数×1.6% - 前年度の会社の実際に配置した身体障害者就業人数)×前年度の会社の在職従業員年平均賃金×(50%または90%または0%)	-	2023.1.1~ 2027.12.31	(*7)	
9	組合費 (組合準備金)	前月従業員全員の賃金総額	-	-	2%	労働組合のある会社： 従業員本人の前月月収×0.5% 労働組合のない会社：なし			

- (*1) 長春市の養老保険、失業保険、労災保険、医療保険、生育保険の基数は毎年1月に調整される。住宅積立金の納付基数は、1~9月に自主的に月を決めて調整できるが、毎年1回しか調整できない。
- (*2) 新入社員の場合は1カ月目の月収で計算する。
- (*3) 2019年5月1日より社会保険料の納付基数の下限と上限は、全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非営企業（国営企業等）就業人員の平均月収と都市営企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2026年2月現在の吉林省の前年度全口径平均月収は7,322元である。
- (*4) 業種によって比率が異なる。
- (*5) 医療介護保険（会社と個人の納付比率はそれぞれ0.1%、納付基数は医療保険同様）制度が実施され、医療保険および生育保険と合算して徴収される。
- (*6) 2026年2月現在の長春市前年度都市非営企業就業人員平均月収は9,649.67元であり、住宅積立金の納付上限は28,949元である。
- (*7) 配置した身体障害従業員総数が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2023年1月1日~2027年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業比率が1%（含む）以上1.5%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業比率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人（含む）以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。

延吉市の社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェトロ大連事務所/2026年2月

No	項目	納付基準 (*1)			納付比率		施行日	備考
		納付基数	下限	上限	会社負担比率	従業員個人負担比率		
1	養老保険	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	吉林省前年度全口径平均月収の60% (*3)	吉林省前年度全口径平均月収の300% (*3)	16%	8%	2019.5.1	
2	失業保険				0.7%	0.3%	2018.5.1	
3	労災保険				0.16～1.52% (*5)	-	2024.6.1	
4	医療保険				6.5%+年1回77元 大病医療保険	2%+年1回103元 大病医療保険		
5	生育保険							
6	暖房費	-	-	-	-			
7	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	延吉市最低賃金 2,020元	延辺州前年度就業人員平均月収の300% (*4)	5～12%	5～12%		
8	その他 身体障害者就業保障金	-	-	前年度の会社の在職従業員年平均賃金が当地社会平均賃金の200%を上回る場合、当地社会平均賃金の200%で計算	会社年負担額=(前年度の会社の在職従業員人数×1.6%－前年度の会社の実際に配置した身体障害者就業人数)×前年度の会社の在職従業員年平均賃金×(50%または90%または0%)	-	2023.1.1～ 2027.12.31	(*6)
9	組合費 (組合準備金)	前月従業員全員の賃金総額	-	-	2%	労働組合のある会社： 従業員本人の前月月収×0.5% 労働組合のない会社：なし		

- (*1) 延吉市の養老保険、失業保険、労災保険、医療保険、生育保険の基数は毎年1月に調整される。住宅積立金の納付基数は、自主的に月を決めて調整できるが、毎年1回しか調整できない。
- (*2) 新入社員の場合は1カ月目の月収で計算する。
- (*3) 2019年5月1日より社会保険料の納付基数の下限と上限は、全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非民営企業（国営企業等）就業人員の平均月収と都市民営企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2026年2月現在の吉林省の前年度全口径平均月収は7,322元である。
- (*4) 2026年2月現在の延辺州前年度就業人員平均月収は7,300元である。住宅積立金の納付上限は21,900元である。
- (*5) 業種によって比率が異なる。
- (*6) 配置した身体障害従業員総数が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2023年1月1日～2027年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業比率が1%（含む）以上1.5%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業比率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人（含む）以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。

ハルビン市の社会保険、住宅積立金納付基準と納付比率

ジェトロ大連事務所/2026年2月

No	項目	納付基準 (*1)			納付比率		施行日	備考	
		納付基数	下限	上限	会社負担比率	従業員個人負担比率			
1	社会保険	養老保険	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	黒龍江省前年度全口径平均月収の60% (*3)	黒龍江省前年度全口径平均月収の300% (*3)	16%	8%	2019.5.1	
2		失業保険		0.5%	0.5%				
3		労災保険		0.2~1.9% (*5)	-	2024.1.1			
4		医療保険	黒龍江省前年度全口径平均月収 (*3)	黒龍江省前年度全口径平均月収の300% (*3)	①8.1%+3元/月大病医療保険 ②5.6%+3元/月大病医療保険	①2%+3元/月大病医療保険 ②3元/月大病医療保険		(*7)	
5		生育保険							
6	暖房費	-	-	-	-	-	-		
7	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収 (*2)	ハルビン市最低賃金2,270元 (*6)	ハルビン市前年度都市非民営企業従業員平均月収の300% (*4)	5~12%	5~12%			
8	その他	身体障害者就業保障金	-	前年度の会社の在職従業員年平均賃金が当地社会平均賃金の200%を上回る場合、当地社会平均賃金の200%で計算	会社年負担額=(前年度の会社の在職従業員人数×1.5% - 前年度の会社の実際に配置した身体障害者就業人数)×前年度の会社の在職従業員年平均賃金×(50%または90%または0%)	-	2023.1.1~2027.12.31	(*8)	
9	組合費 (組合準備金)	前月従業員全員の賃金総額	-	-	2.0%	労働組合のある会社： 従業員本人の前月月収×0.5% 労働組合のない会社：なし			

(*1) 養老保険、失業保険、労災保険、医療保険、生育保険 (すなわち、五険) の納付基数は、毎年12月に調整される。住宅積立金の納付基数は、自主的に月を決めて調整できるが、毎年1回しか調整できない。

(*2) 新入社員の場合は1カ月目の月収で計算する。

(*3) 2019年5月1日より養老保険の納付基数の下限と上限は、黒龍江省全口径平均月収で計算する。全口径平均月収とは、都市非民営企業 (国営企業など) 就業人員の平均月収と都市民営企業就業人員の平均月収を加重計算した都市企業就業人員の平均月収を指す。2026年2月現在の黒龍江省前年度全口径平均月収は7,705元である。

(*4) 2026年2月現在のハルビン市前年度都市非民営企業従業員平均月収は9,027.67元であり、住宅積立金の納付上限は27,083元である。

(*5) 業種によって比率が異なる。

(*6) 最も高い基準。区によって基準が異なる。

(*7) 以前は、原則上、企業の前年度年平均賃金がハルビン市前年度在職従業員平均賃金を上回る場合には①の比率で納付し、下回る場合には②の比率で納付した。ただし、現在新設する会社は①しか選択できない。

(*8) 配置した身体障害従業員総数が規定比率に達した企業は身体障害者就業保障金を納付しない。2023年1月1日~2027年12月31日の期間、①手配した身体障害者就業率が1% (含む) 以上1.5%以下の場合、規定の納付すべき金額の50%で身体障害者就業保障金を納付し、②手配した身体障害者就業率が1%以下の場合、規定の納付すべき金額の90%で身体障害者就業保障金を納付し、③在職従業員人数が30人 (含む) 以下の企業に対しては、身体障害者就業保障金の納付を免除する。